

自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳(証書)記載の中間利払利率による中間利払額(以下「中間利払利息」という。)を利息の一部として、中間利払日にあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」という。)へ入金します。

ただし、中間利払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して、通帳(証書)とともに当店に提出してください。

② 中間利払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「共通規定(通帳口・証書口)」第3条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第9条第1項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率(小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 約定利率 - ((基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数) / 預入日数)

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳(証書)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

② A 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 約定利率 × 50%
- c. 1年以上3年未満 約定利率 × 70%

B 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上2年未満 約定利率 × 20%
- c. 2年以上2年6か月未満 約定利率 × 40%
- d. 2年6か月以上4年未満 約定利率 × 50%

C 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預

金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- c. 1年以上2年未満 約定利率×20%
- d. 2年以上3年未満 約定利率×30%
- e. 3年以上5年未満 約定利率×60%

D 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上2年未満 約定利率×10%
- c. 2年以上3年未満 約定利率×20%
- d. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- e. 4年以上5年未満 約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以上